

令和4年度答申第59号
令和5年1月12日

諮問番号 令和4年度諮問第62号（令和4年12月2日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 国内書面及び明細書等翻訳文の提出手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許協力条約（1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約をいう。以下同じ。）に基づく国際出願（以下「本件国際出願」という。）であって、日本国における外国語でされた特許出願とみなされた国際出願（以下「本件国際特許出願」という。）の出願人である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、特許法（昭和34年法律第121号）184条の4第1項本文に規定する期間内に同条3項本文所定の日本語による翻訳文を提出できなかったことについて正当な理由があると主張して、同法184条の5第1項所定の書面及び同法184条の4第1項本文所定の日本語による翻訳文を提出する手続（以下「本件提出手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、正当な理由があるとはいえないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件提出手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人が

これを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 国際出願による特許出願

特許法184条の3第1項は、特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むもの（特許出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた特許出願とみなす旨規定する。

(2) 明細書等の翻訳文の提出

特許法184条の4第1項本文は、外国語でされた国際特許出願（上記（1）の規定により特許出願とみなされた国際出願。以下同じ。）の出願人は、優先日（特許協力条約2条(xi)の優先日（優先権の主張の基礎となる出願の日）をいう。以下同じ。）から2年6月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない旨規定する。

(3) 国際特許出願の取下擬制とその救済

特許法184条の4第3項は、国内書面提出期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかったときは、その国際特許出願は取り下げられたものとみなす旨規定し、同条4項は、同条3項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができると規定し、同条5項は、同条4項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなすと規定する。

(4) 国内書面の提出

特許法184条の5第1項は、国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、出願人の氏名等を記載した書面を提出しなければならない旨規定する（この書面を以下「国内書面」という。）。

(5) 不適法な手続の却下

特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するもの

とすると規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年7月2日（国際出願日）、A国における特許出願を優先権の基礎となる出願とし、発明の名称を「B」とする発明につき、特許協力条約に基づき、優先日を平成29年7月6日、受理官庁をA国特許庁として、外国語により国際出願（国際出願番号：a。本件国際出願）をした。本件国際出願は、指定国に日本国を含むものであり、当該国際出願日にされた特許出願（出願番号：特願b。本件国際特許出願）とみなされた。これにより、その国内書面提出期間は、令和2年1月6日までとなったが、明細書等翻訳文は、その日までに処分庁に提出されなかった。

（回復理由書、国内書面）

- (2) 審査請求人は、国内書面提出期間の経過後である令和2年3月13日、処分庁に対し、本件国際特許出願について、国内書面並びに明細書等翻訳文並びに要約及び図面の翻訳文を提出する手続（本件提出手続）をするとともに、明細書等翻訳文を国内書面提出期間までに提出することができなかったこと（以下「本件期間徒過」という。）について正当な理由があるとして、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）所定の回復理由書を提出した。

（国内書面、回復理由書）

- (3) 処分庁は、令和3年11月8日付けで、審査請求人に対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件国際特許出願は、特許法184条の4第3項の規定により取り下げられたものとみなされ、国内書面提出期間の経過後にされた本件提出手続は、特許庁に係属していない出願に係る不適法なものであるとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件提出手続を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下理由通知書、手続却下の処分）

- (4) 審査請求人は、令和4年2月14日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和4年12月2日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件期間徒過が生じた原因は、審査請求人の国際出願時の代理人であるC社（以下「本件代理人事務所」という。）のパラリーガルであるDが、E法律事務所（以下「本件日本代理人事務所」という。）に対して、本件国際出願の日本への国内移行手続を依頼する電子メール（以下「本件指示メール」という。）を送信した際、そのカーボンコピー（Cc）欄の本件日本代理人事務所の代表電子メールアドレス（以下「本件代表アドレス」という。）を誤って記載した（本来の「F」ではなく、「G」と記載した。以下「本件誤記」という。）ことにより、本件指示メールが本件代表アドレスに届かなかったことにある。

(2) 本件代理人事務所では、知的財産業務に関して手順を規定した知的財産手続マニュアル（以下「本件マニュアル」という。）及び外国出願における現地代理人とそれに対応する正しい電子メールアドレス（以下単に「アドレス」という。）を識別するためのリスト（以下「本件代理人リスト」という。）を使用するなど、弁護士やパラリーガルが業務を遂行する上で具体的な指導及び指示を行っていたことに加え、本件日本代理人事務所に対してリマインダーメールを送信していることから、本件指示メールが本件日本代理人事務所に届いたかの確認についても補助者に対する的確な指導及び指示を行っている。

また、本件誤記は、意図せぬ誤操作によって校正機能等が働いたものと考えるのが自然であるから、Dは本件代理人リストからアドレスをコピーないし選択して現地代理人に電子メール（以下単に「メール」という。）を送るという指示に違反していないというべきであるし、仮に違反があったとしても、アドレスをわざわざ手入力をする合理性が乏しいから、そのような違反を予見して追加で指導や指示をすべき義務があったとはいえない。

(3) Dが、本件指示メールが本件代表アドレスに正常に送信されなかった旨のエラーメールを確認したにもかかわらず問題視しなかったのは、本件指示メールが、宛先に記載した本件日本代理人事務所のHに少なくとも送信されていることによるものであって、このような行動が直ちに本件代理人事務所におけるDへの十分な管理・監督の存在を否定するものではない。

本件代理人事務所において取り得る管理・監督義務の内容は、①本件代表アドレス宛に送付すべきことの周知、②実際に本件代表アドレス宛に送付されたことの確認であり、現にそれらの義務が果されていたところ、本件誤記の特殊性のために、これを発見しえなかったに過ぎないのであるから、本件代理人事務所では本件指示メールの送信について、Dを十分に管理・監督していたといえる。

(4) よって、本件代理人事務所において、本件国際特許出願の手續につき相応の措置が講じられていたものといえる。

(5) また、本件日本代理人事務所においても、本件代表アドレスを窓口として利用し、相手方に対して本件代表アドレスを使用するよう促し、宛先又はCc欄に本件代表アドレスが含まれているか確認することを慣行としており、本件では、Hが現に本件指示メールのCc欄に本件代表アドレスが含まれていることを確認したのであるから、本件誤記のような特殊な誤記を発見できなかったという結果をもって、相当の注意を尽くしていなかったとはいえない。

(6) 以上より、本件期限徒過には「正当な理由」があるから、本件却下処分は取り消されるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

特許法184条の4第4項所定の「正当な理由」は、平成23年法律第63号による改正において定められたものであり、第三者の監視負担に配慮しつつ実効的な救済を確保できる要件として、特許法条約12条の「Due Care」（相当な注意）基準を採用したものであることを考慮すると、特許法184条の4第4項所定の「正当な理由」があるときとは、特段の事情のない限り、出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかつたときをいうと解される（知財高裁平成29年3月7日判決・判例タイムズ1445号135ページ）。そして、その主張立証責任は審査請求人にあると解される。

そこで検討すると、相当な注意を尽くしていたか否かを判断するに当たっては、国内書面提出期間内に明細書等翻訳文の提出がないという事態が国際特許

出願の取下擬制という極めて重大な結果を生じさせるものであることに照らし、上記事態を発生させないために必要かつ十分な措置が採られたか否かが検討されなければならない。

これを本件についてみると、本件代理人事務所においては、本件日本代理人事務所に本件国際出願の日本への国内移行手続を依頼する以上、本件指示メールが確実に届いたか否かを確認する必要があるというべきであるところ、Dにおいて、H又は本件代表アドレスに対して本件指示メールの受領確認を行った事実は認められないし、また、D及び同氏の共同案件管理者でパラリーガルであるIにおいて、本件代理人リストを使用してアドレスを記載するよう指示されていた中で、本件指示メールが本件代表アドレスに正常に送信されなかった旨の令和元年12月24日（以下、第2及び第3の2において、特に断りのない限り、日時はA国東部時間とする。）のエラーメール（以下「本件エラーメール1」という。）又は本件日本代理人事務所に対し、本件国際出願の国内移行手続をリマインドするための令和2年1月3日のメール（以下「本件リマインダーメール」）が本件代表アドレスに届かなかった旨の同月7日のエラーメール（以下「本件エラーメール2」という。）が届いたにもかかわらず、これらを問題視せず放置しているのであり、不注意の程度が著しく、本件代理人事務所において、Dら補助者を適切に管理・監督する体制が構築されていたとは到底認められない。

さらに、本件日本代理人事務所に対する国内移行手続の依頼は、本件代表アドレスに到達することが重要であったところ、本件日本代理人事務所のHにおいても、自身が本件指示メールの宛先であり、本件リマインダーメールが届いている状況にもかかわらず、各メールが本件代表アドレスに正常に到達し、本件日本代理人事務所で適切な処理がなされているものと軽信し、本件日本代理人事務所に対して確認するといった措置を講じなかった。

これらの事情によれば、本件代理人事務所及び本件日本代理人事務所のいずれにおいても、本件期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしていたということができないことは明らかである。

その他、審査請求人の主張立証を精査しても、本件期間徒過について、出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかつたとは認められず、特段の事情があったということもできない。

以上によれば、本件期間徒過について、特許法184条の4第4項所定の「正当な理由」があるということはできず、同条1項所定の翻訳文を提出する手続は、同条4項に規定する要件を満たしておらず、同項の適用はなく、本件提出手続は、本件国際特許出願の取下擬制（同条第3項）により客体が存在せず、不適法な手続であって、補正をすることができず、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、これを却下した本件却下処分は適法である。

その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年12月2日、審査庁から諮問を受け、同月22日及び令和5年1月12日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和4年12月13日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、処分庁による弁明書提出（令和4年6月10日受領）後、審査請求人から反論書が提出されずにその提出期限（同年7月14日）を徒過してから、審理員意見書の提出（同年11月9日付け）までの間に、4か月弱の期間を要している。このような期間を要したことについて審査庁は、特別の事情があるわけではなく、本件は、短期間に審査請求案件が立て続いた時期の案件であり、こうした時期の案件の処理が順次済み次第、適正な審理期間による審理が可能となる見込みであるとした上で、今後は迅速な審理が行えるよう、計画的な案件の管理に努めるとしている。簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的を踏まえると、審理員においては、反論書の提出期限が過ぎた後、更なる審理の必要がないのであれば、速やかに審理を終え、審理員意見書を提出することが求められる。今後、事件が輻輳した場合の対応を含め進行管理の改善に向けた真摯な対応を期待したい。

(2) 本件審査請求では審査請求書の補正が行われており、審査請求書及びその補正書には審査請求人代理人の押印がある。審査請求書の押印は、特許関係法令の押印見直しと同様に見直しがされ、押印を求めていた行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）4条2項の規定は削除されている（押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正

する政令（令和3年政令第29号）。令和3年2月15日施行）。審査請求人の負担の軽減の観点から、審査庁は、少なくとも、審査請求人に補正命令を出す際には、審査請求書及び補正書に審査請求人代理人の押印は不要であることを併せて示すことが望ましかったといえ、今後、審査請求に係る事前の案内の際も含めて、押印が不要であることについて周知することが望まれる。

(3) 上記(1)及び(2)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 本件では、本件期間徒過に係る特許法184条の4第4項所定の「正当な理由」の有無が争点であるが、「正当な理由」があるときとは、知財高裁平成29年3月7日判決（平成28年（行コ）第10002号）によれば、特段の事情のない限り、国際特許出願を行う出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかつたときをいうものと解するのが相当であると判示されている。

この知財高裁判決で示された判断の枠組みは、出願人や代理人として、期間内に手續書面を提出するために相当な注意を尽くす必要があることを前提とし、手續書面を期間内に提出することができなかつた事情を客観的に明らかにすることを求めているものとして妥当であると考えられるが、期間徒過の救済規定を見直して権利回復要件を緩和する、特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）の公布等、同規定をめぐる昨今の環境変化を踏まえれば、上記判決を柔軟に理解して「正当な理由」の有無を判断することが必要である。上記の客観的な立証が困難である場合には、出願人又は代理人の立場や規模、その体制等に照らし、合理的に求められる注意義務を基準として、「正当な理由」の存否を推認するなど、柔軟に対応することが考えられる。

以下、このような考えに基づき検討する。

(2) 本件期間徒過に至る経緯は、回復理由書及び添付書面（手續補足書（令和2年3月13日付け））によれば、以下のとおりである。

ア 本件日本代理人事務所に所属するA国J地域弁護士のHは、平成31年1月29日（日本時間）、本件代理人事務所に所属し、本件国際出願

の代理人である弁護士K（以下「本件担当弁護士」という。）に対し、本件代理人事務所から本件日本代理人事務所にメールを送信する際には、本件代表アドレスをCc欄に加えるように要請し、その後も、同様の要請を3度行った。また、Hは、本件代理人事務所からの国内移行指示メールが宛先にHのアドレスを記載しただけのものであった場合は、本件代表アドレスに当該メールを転送していた。平成31年4月9日以降の本件代理人事務所からの本件日本代理人事務所への日本国内移行指示メールには、Hからの要請のとおり、宛先ないしCc欄に本件代表アドレスが加えられていた。

イ 本件代理人事務所のDは、令和元年12月21日（日本時間）、本件指示メールをH宛に、Cc欄に本件代表アドレスを入れて送信したが、その本件代表アドレスの誤記（本件誤記）のため、本件指示メールは、Hには届いたものの、本件代表アドレスには届かなかった。本件担当弁護士は、本件代理人事務所の内部ルールに従い、本件指示メールの内容を確認したが、本件誤記に気付かなかった。Hは、本件指示メールを受信したが、本件指示メールのCc欄に本来の本件代表アドレスが含まれていると勘違いしたため、本件指示メールが本件日本代理人事務所において適切に対応されると信じていた。

ウ 本件エラーメール1が、令和元年12月24日、本件指示メールの送信者であるDに返信された。それには、本件指示メールの「G」への配信が失敗した旨及び受信者のアドレスが間違っている可能性がある旨が記載されていた。Dは、同日から令和2年1月5日まで休暇を取得していたため、本件エラーメール1を同月6日になるまで確認できなかった。

エ Dの休暇中の業務は、パラリーガルのIに託されており、本件国際出願の期限についてもIがDと共同で管理していた。Iは、令和2年1月4日（日本時間）、本件リマインダーメールを本件日本代理人事務所に送信した。これは、本件指示メールに返信する形式で作成されたため、本件リマインダーメールも本件誤記を含んでいた。

オ 同月4日（日本時間）、本件リマインダーメールを受信したHは、本件代表アドレスにも送信されていると勘違いし、特に対応は必要ないと考えた。

カ Dは、令和2年1月6日、業務復帰後、本件エラーメール1を確認し

たものの、少なくともHには本件指示メールが送信されたと考え、従前、メールをHのみに送信した場合でも適切に処理されていたことから、その時点では本件エラーメール1を特に問題視しなかった。

キ Iは、本件期限徒過後の令和2年1月7日、本件エラーメール2を受信したが、Dと同様に考え、特に問題視しなかった。

ク Dは、本件代理人事務所のドケット部門から本件国際出願の日本への国内移行指示の受領確認について質問され、本件指示メールの本件誤記を発見した。

ケ Dは、令和2年1月14日、本件国際出願の日本国内移行手続きについての確認メールを本件日本代理人事務所に送信し、その後、本件期間徒過を認識した。

- (3) 審査請求人は、上記第1の3のとおり、本件期間徒過が生じた原因は、本件誤記により本件指示メールが本件代表アドレスに届かなかったことであるが、本件代理人事務所においては、①本件マニュアル及び本件代理人リストを使用するなど、弁護士やパラリーガルが業務を遂行する上で具体的な指導及び指示を行っていたこと、②リマインダーメールを送信するなど、本件指示メールが本件日本代理人事務所に届いたかの確認についても補助者に対する的確な指導及び指示を行っていたことなどから、本件代理人事務所においては、本件国際特許出願の手續につき相応の措置が講じられていたと主張する。

本件のように、国内書面提出期間内に明細書等翻訳文が提出されなかったときは、特許法上、国際特許出願が取り下げられたものとみなされるという事態を招いてしまうのであるから、国際出願の日本への国内移行手續を受任した代理人事務所には、手續の進捗状況を正確に把握し、日本の代理人に手續を依頼する場合には、その依頼及び手續の完了の確認を確実に行うことが求められる。

- (4) これを本件についてみると、本件代理人事務所の弁護士やパラリーガルが業務を遂行する上で具体的な指導及び指示に関しては、本件マニュアルによると、国際出願の国内移行に際して、本件代理人事務所のパラリーガルは、常に本件代理人事務所の指示の受領確認を現地代理人に対して依頼することになっている。Dは、本件指示メールにおいて本件日本代理人事務所に対して本件マニュアルに従い受領確認の依頼をし、その後、同氏の

共同案件管理者であるIが本件リマインダーメールを送信してはいるものの、その時期は、本件指示メールを送信してから相当程度の期間が経過し、国内書面提出期間の満了の日に近くなった時点であり、本件指示メールの受領を知らせる連絡がないことを契機としたものとはいいがたい。そうすると、パラリーガルに受領確認を依頼するよう指示はしていても、その受領確認がなかった場合を想定した管理・監督がされていないといえる。

また、メールの宛先として入力するアドレスに関しては、本件代理人事務所のパラリーガルは、メールを現地代理人へ送信する際は、本件代理人リストからアドレスをコピー又は選択するよう指示されていたこと、当該リストの本件代表アドレスは正しく記載されていたこと、パラリーガルがアドレスを誤入力した場合、アドレスの誤りがあったことを自動的に送信者に通知するシステムを導入していたこと（審査請求人が提出した弁明書）が確認できる。そして、各国への国内移行手続を現地代理人へ指示するメールは、担当弁護士をCc欄に入れ、担当弁護士が当該メールの受信後にその内容を確認することとなっていたことが確認できる。

そうすると、本件代理人事務所は、アドレスの誤入力を防ぐために本件代理人リストからアドレスをコピー又は選択する方策を採用し、その場合でもアドレスの選択や入力に人為的な誤りが発生することを想定して、アドレスの誤入力があった場合には自動的に通知するシステムを導入していたというのであるから、連絡手段としてメールを多用する現在、メールを送信する度に、宛先のアドレスが正確に入力されているか否か一文字一文字本件代理人リストと照合して確認すべきであって、その履行を確保する体制を構築している必要があったとまではいいがたい。

しかし、本件では、上記のシステムからD宛てに、令和元年12月24日に本件エラーメール1が返信されているにもかかわらず、Dがこれを確認したのは、令和2年1月6日であった（上記（2）ウ）。これは、このメールが送信された令和元年12月24日から令和2年1月5日まで、Dが休暇を取得していたためである。国内移行手続を指示したにもかかわらず、その期限である同月6日（日本時間）の直前まで不在にするのであれば、その間のD宛ての各種メールへの対応、とりわけ、メールの送信者のみ返信される上記のシステムによる通知への対応を、他の者が適切に行う体制を構築しておく必要があったが、そのような体制が構築されていた

形跡はみられない。なお、上記のシステムに係るこうした事情は、このシステムを導入した本件代理人事務所が承知していないとは考えられない。

さらに、審査請求人が本件指示メールの受領の確認のためにしたと主張する、Iが送信した本件リマインダーメールは、単純に本件指示メールに返信する形式で作成されているところ（上記（2）エ）、それが本件指示メールの受領確認のためであれ、履行確認のためであれ、本件指示メールを送信した令和元年12月21日（日本時間）から本件リマインダーメールを送信する令和2年1月4日（日本時間）までの間、何らの連絡も本件日本代理人事務所からはないという事態が続いていたのであるから、本件指示メールが届いていない可能性があることも認識して慎重に対応すべきであったといわざるをえない。しかし、電話などの他の方法も併せて受領の確認がされた形跡はなく、そうした事態を想定した管理・監督がされていたともうかがえない。

なお、本件期限徒過直前のことではあるが、Dは、令和2年1月6日に業務復帰後、本件エラーメール1を確認したが、Hには本件指示メールが送信されたと考え、その時点では本件エラーメール1を特に問題視しなかった（上記（2）オ）というのであるから、上記のシステムが機能しながら活かされることはなかったし、審査請求人の主張する本件代表アドレスを用いる業務フローの確立も、していたとしようがえず、補助者を適切に管理・監督する体制が構築されていたとはいえない。こうしたことは、本件期限徒過後ではあるが、Iが、本件リマインダーメールに対する本件エラーメール2について、Dと同様に問題視しなかったことから、確認することができる。

そうすると、本件代理人事務所は、日本への国内移行手続を受任した者として、相当な注意を尽くしていたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえないから、本件期間徒過について「正当な理由」があるということとはできない。

- (5) なお、審査請求人は、本件日本代理人事務所においても、本件代表アドレスを窓口として利用し、相手方に対して本件代表アドレスを使用するよう促し、宛先又はCc欄に本件代表アドレスが含まれているか確認することを慣行としており、相当の注意を尽くしていなかったとはいえないとも主張し、審査庁（審理員）は、Hは、自身に本件指示メールや本件リマイ

ンダーメールが届いているにもかかわらず、本件日本代理人事務所で処理されていると轻信し、適切な措置を講じなかったとする。

しかし、本件日本代理人事務所では、本件代表アドレスで受信された指示メールが処理され、職員の個人アドレスは、知的財産案件の指示メールの送受信には使用していないとのことであり（陳述書）、本件代理人事務所に対しても、本件日本代理人事務所にメールを送信する際には、本件代表アドレスをCc欄に加えるよう繰り返し指示していたし、実際にも、宛先ないしCc欄に本件代表アドレスが加えられていた（上記（2）ア）。

それにもかかわらず、本件指示メールは、本件誤記により本件代表アドレスには届いておらず、本件代理人事務所は、結果として、本件日本代理人事務所の指示に従っていないのであるから、たとえHに本件指示メールが届いていても、本件国際出願の国内移行手続の依頼が本件日本代理人事務所に対し有効にされたということはできない。したがって、審査請求人が主張する本件日本代理人事務所の体制については、正当な理由の有無の検討に当たって、本件期間徒過に関係する代理人に関するものとして取り扱う必要はない。

そうすると、審査請求人の主張は、本件期間徒過に関わるものとはいえ、審査庁（審理員）は、これに対する検討結果を本件審査請求の判断に用いることはできないといわざるをえない。

- (6) 以上によれば、本件国際特許出願は、特許法184条の4第3項により、取り下げられたものとみなされ、同条4項も適用されないから、本件提出手続は、客体のない出願についてされた不適法な手続であってその補正をすることができないものである。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員 三 宅 俊 光
委 員 佐 脇 敦 子

委 員 中 原 茂 樹